

おかげさまで開所 50 周年 文部科学省認定



独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家

平成 30 年度「教員免許状更新講習（選択領域 18 時間）」開催要項
「授業づくりに活かせる体験活動」～海が学校！海が先生！～

- 1 趣 旨 小学校教員等が体験活動の意義について理解するとともに、「海」を中心とした基本的な体験活動指導技術について、実習を通して身に付ける。また、学習指導要領における体験活動の取扱いを理解し、教育課程の編成や教育活動に体験活動を取り入れる方法を講義や実習を通して習得する。
- 2 主 催 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
- 3 期 日 平成 30 年 12 月 25 日（火）～12 月 27 日（木） 2 泊 3 日
- 4 会 場 国立江田島青少年交流の家
- 5 定員・対象 24 名（先着順）
平成 31 年 3 月 31 日及び平成 32 年 3 月 31 日が最初の修了確認期限の方で以下に該当する方を対象とする。
小学校・特別支援学校（小学部）に教員として勤務している者
小学校・特別支援学校（小学部）教員として任命・雇用される見込みのある者（非常勤リストに登録していること・採用内定がされていること等）
小学校・特別支援学校（小学部）教員勤務経験者
＜本講習の受講対象者の生年月日＞
 - ・昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日
 - ・昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日
 - ・昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日
 - ・昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日
 - ・昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日
 - ・昭和 59 年 4 月 2 日～※その他の校種の方（養護教諭・栄養教諭は除く）も、本講習に興味がある場合は受講できます。
- 6 内 容 「幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題」（「選択領域 18 時間」分）
 - (1) 〔講義〕教育の課題に関する理解 (1.5h)
(内容) 教育の現状と課題に関する講義
江田島市教育委員会 教育長 御堂岡 健
 - (2) 〔講義〕体験活動に関する理解 (2.0h)
(内容) 体験活動の意義（必要性）と学習指導要領上の位置づけに関する講義
広島大学大学院教育学研究科 教授 林 孝
 - (3) 〔講義・実習〕体験活動に関する技能の習得
 - ア〔講義・実習〕実際の体験活動と指導方法【カッター研修】(2.0h)
(内容) カッター研修の教育的効果に関する講義・実習
国立江田島青少年交流の家 企画指導専門職 高下 賢一
 - イ〔講義・実習〕実際の体験活動と指導方法【野外炊事】(2.0h)
(内容) 集団宿泊活動でよく行われる野外炊事の基礎的な技術を習得する講義・実習（かまどづくり・炊事・安全指導など）
国立江田島青少年交流の家 企画指導専門職 池田 準

- ウ〔講義・実習〕実際の体験活動と指導方法【海辺の生き物観察と指導法①～②】(6.0h)
 (内容) 海辺の生き物の観察及び採集を行い、実物体験の意味と指導法を理解する講義・実習
 江田島市教育委員会 大柿自然環境体験学習交流館 館長 西原 直久
- エ〔講義・実習〕実際の体験活動と指導方法【アイスブレイク】(1.5h)
 (内容) 子供同士の関係を円滑にするためのアイスブレイクの意義と指導法を学ぶ講義・実習
 国立江田島青少年交流の家 企画指導専門職 池田 準
- オ〔講義・実習〕体験活動の教育活動への活用【江田島焼】(1.5h)
 (内容) 教科等の学習を位置づけることで高まる集団宿泊活動の教育効果に関する講義・実習
 国立江田島青少年交流の家 企画指導専門職 武原 智明
- (4) 履修認定試験 (1.5h)

7 日 程

| 【1日目】 | | 10:00 | 11:00 | 12:30 | 13:30 | 16:30 | 17:00 | 17:30 | 19:00 | 19:30 | 21:30 | 22:30 | |
|-----------|--|-------|--|------------------------|---|--------------------------------------|----------|---|------------------------|----------------|------------|---------------------------------------|--|
| 12月25日(火) | | ガイダンス | 講義・実習 体験活動に関する技能の習得【アイスブレイク】(1.5h) | 昼食 休憩 | 講義・実習 体験活動に関する技能の習得海辺の生き物観察と指導法①(3.0h) | 休憩 | 夕飯のついで | 講義・実習 体験活動の教育活動への活用【江田島焼】(1.5h) | 休憩 | 夕食 (情報交換会Ⅰ) | 入浴 就寝準備 | 就寝 | |
| 【2日目】 | | 6:00 | 10:00 | 12:00 | 13:30 | 15:30 | 16:30 | 19:30 | 22:00 | 22:30 | | | |
| 12月26日(水) | | | 講義・実習 体験活動に関する技能の習得海辺の生き物観察と指導法②(4.0h) *食事・休憩(1.0h)を含む | 自習 休憩 | 昼食 休憩 | 講義・実習 体験活動に関する技能の習得【カッター研修】(2.0h) | 休憩 | 講義・実習 体験活動に関する技能の習得【野外炊事】(3.0h) *食事・休憩(1.0h)を含む | 入浴 自習 情報交換会Ⅱ(任意) | 就寝準備 | 就寝 | | |
| 【3日目】 | | 7:10 | 7:40 | 8:40 | 10:40 | 11:00 | 12:30 | 13:30 | 15:00 | 15:30 | 16:00 | | |
| 12月27日(木) | | 朝のついで | 朝食 休憩 | 講義 体験活動に関する理解(2.0h) | 休憩 | 講義 教育の課題に関する理解(1.5h) | 昼食 休憩 | 履修認定試験(1.5h) | 退所準備 | 閉講式 | 解散 | ※自然条件により、屋外プログラムを屋内プログラムに変更する場合があります。 | |

※2日目の朝の活動は6時開始としております。海辺の生き物についてより深く学ぶために、干潮の時間帯に合わせておりますのでご了承ください。

8 費用 26,000円

受講料 18,000円、食事代 5,181円(食事代、野外炊事代、情報交換会代)
 テキスト代 2,419円(「体験の風をおこそう1,3」をお持ちの方は持参してください。
 テキスト代は徴収いたしません。) 保険代 100円、シーツ等洗濯料 300円

9 参加申込

- (1) 受講申込書に必要事項を御記入の上、申込締め切り日必着にて下記宛先まで、返信用封筒(120円切手貼付)を同封して、原本を郵送又は持参してください。ファクシミリ又は電子メール等での申込みは不可とします。

※要項を確認の上、申込書を国立江田島青少年交流の家ホームページからダウンロードしてください。

※受講申込みには、4月1日以降証明の所属長等による「受講対象者であることの証明」が必要です。

※申込書に添付する写真は、証明写真(カラー)を使用してください。

※返信用封筒は、「角2封筒(A4用紙が折らずに入るサイズ)」です。自宅住所を記入し、120円切手を貼付してください。

※封筒表面に、「教員免許状更新講習申込み」と朱書きしてください。

申込受付開始日 7月1日(日)

申込締め切り日 11月1日(木)午後5時(必着)

- (2) 参加決定

- 参加決定は先着順で行います。
- 11月5日(月)までに受講の可否を郵送にて発送します。
- 申込み後のキャンセルは速やかに申し出てください。(12月22日(土)以降のキャンセルは、

キャンセル料が発生します。)

10 その他

- (1) この講習は、全日程受講及び宿泊受講とします。
- (2) 参加決定者には事前課題意識調査、事後調査等に御協力いただきます。なお履修認定試験にて基準を満たした方には、平成31年1月31日または平成32年1月31日までの更新講習修了確認申請期間まで有効となる「免許状更新講習履修証明書」を発行します。(30時間の必要単位のうち「選択領域18時間」分)
- (3) 記入いただいた個人情報、**「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」**等に基づき適切に管理し、この事業に関する事務のみに使用し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。事業中に撮影した写真や制作物、感想文等を当機構の事業に関する報告書や広報、刊行物等に使用し、ホームページにも掲載することがあります。また、新聞社、雑誌社等が発行する刊行物に記事が掲載されることもありますので、予め了承のうえ、参加してください。

11 申込先及び問合せ先

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家
「教員免許状更新講習」係 担当 (池田・高下・武原)

〒737-2126 広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1

電話：0823-42-0661 (17:15以降 0823-42-0663)

交流の家 HP：<http://etajima.niye.go.jp/> (受講申込書はHPからダウンロードできます)

12 参考

【教員免許更新制の概要】

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されました。

〈基本的な制度設計について〉

原則的に、有効期間満了日(修了確認期限)の2年2ヶ月から2ヶ月前までの2年間に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者(都道府県教育委員会)に申請する必要があります。

また、有効期間の延長(修了確認期限の延期)が可能な理由に該当する場合や講習の免除対象者に該当する場合には、そのために必要な申請などの手続きを行います。

〈免許状更新講習の内容〉

受講者は、本人の専門や課題意識に応じて、教職課程を持つ大学などが開設する講習の中から必要な講習を選択し、受講する必要があります。

①必修領域(6時間)

②選択必修領域(6時間)

③選択領域(18時間)

【免許状更新講習の対象となる方】

平成21年3月31日までに教員免許状を授与された現職教員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭、講師(臨時講師、非常勤講師を含む。)養護教諭)等で、平成31年3月31日及び平成32年3月31日時点で、

満35歳(昭和58年4月2日～昭和59年4月1日及び昭和59年4月2日生まれ以降)

満45歳(昭和48年4月2日～昭和49年4月1日及び昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれ)

満55歳(昭和38年4月2日～昭和39年4月1日及び昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれ)の方。